○吉岡町犯罪被害者等見舞金支給要綱

令和６年３月２７日
訓令第３３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、吉岡町犯罪被害者等支援条例（令和６年吉岡町条例第１３号）第８条の規定に基づき、犯罪被害者等の経済的な負担の軽減を図るため、吉岡町犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し吉岡町補助金等交付に関する規則（昭和４５年吉岡村規則第１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機の内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治４０年法律第４５号）第３７条第１項本文、第３９条第１項又は第４１条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第３５条又は第３６条第１項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2)　犯罪被害者　犯罪行為により被害を受けた者であって、当該犯罪行為が行われた時点において住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき吉岡町（以下「町」という。）が備える住民基本台帳に記録されていたものをいう。

（見舞金の支給対象者）

第３条　見舞金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

(1)　遺族見舞金　犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（当該犯罪行為が行われた時点において住民基本台帳法に基づき町が備える住民基本台帳に記録されていた者に限る。以下「遺族」という。）であって、次に掲げるいずれかに該当するもの

ア　死亡した犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第５条第１項第４号及び第７条第１号において同じ。）

イ　死亡した犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

ウ　死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、イに該当しないもの

(2)　重傷病見舞金　犯罪行為により重傷病（負傷又は疾病であって、その療養に要する期間が１月以上であると医師により診断されたものをいう。）を負った犯罪被害者

(3)　犯罪被害者等一時金　前２号に規定する見舞金の支給対象者

２　支給対象者となる遺族の順位は、前項第１号ア、イ及びウの順序によるものとする。この場合において、同号イ及びウに掲げる者にあっては、それぞれ当該イ及びウに掲げる順序によるものとし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。

３　支給対象者となる同順位の遺族が２人以上いる場合は、これらの遺族間の協議により選任された遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者を支給対象者とする。

（見舞金の額等）

第４条　見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　遺族見舞金　３０万円

(2)　重傷病見舞金　１０万円
(3)　犯罪被害者等一時金　５万円
２　既に重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、前項第１号の規定にかかわらず、同号に規定する遺族見舞金の額から当該支給を受けた重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金の額とする。
（見舞金の申請）
第５条　遺族見舞金の支給を受けようとする支給対象者は、規則第３条の規定にかかわらず、吉岡町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第１号。以下「遺族見舞金申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。
(1)　犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
(2)　申請者と犯罪被害者との続柄を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
(3)　申請者が犯罪被害者との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を証明することができる書類
(4)　申請者が配偶者以外の者であるときは、当該申請者が第３条の支給対象者であることを証明することができる書類
(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
２　重傷病見舞金の支給を受けようとする支給対象者は、規則第３条の規定にかかわらず、吉岡町犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（様式第２号。以下「重傷病見舞金申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。
(1)　犯罪行為による負傷及び疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書又はその写し
(2)　前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
３　犯罪被害者等一時金の支給の申請は、規則第３条の規定にかかわらず、前２項の規定により提出された遺族見舞金申請書又は重傷病見舞金申請書により完了するものとする。
４　前３項の規定による申請は、犯罪行為による被害を受けた日の翌日から起算して３年以内に行わなければならない。ただし、犯罪行為による被害の状態により申請が困難であるときその他の当該期間内に申請をしないことについてやむを得ない事由があると町長が認めたときは、この限りでない。
５　規則第８条の規定にかかわらず、同条に規定する実績報告は、遺族見舞金申請書又は重傷病申請書の提出により完了するものとする。
（見舞金の支給の決定等）
第６条　町長は、前条第１項から第３項までの規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、規則第４条及び第５条の規定にかかわらず、吉岡町犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書兼支給金額確定通知書（様式第３号）により当該申請を行った支給対象者に通知するものとする。
（見舞金の支給の制限）
第７条　町長は、前条の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しない。
(1)　犯罪被害者と加害者が同居の関係又は家族関係（加害者が犯罪被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹である関係をいう。）にあると認められるとき。
(2)　犯罪被害者が受けた被害に係る犯罪行為について、当該犯罪被害者又はその家族若しくは遺族に当該犯罪行為を教唆し、又は幇助する行為があったとき。

(3)　犯罪被害者が受けた被害に係る犯罪行為について、当該犯罪被害者又はその家族若しくは遺族による暴行、脅迫等当該犯罪行為を誘発する行為があったとき。

(4)　犯罪被害者又はその家族若しくは遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(5)　犯罪被害者又はその家族若しくは遺族が、自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号）第１６条第１項（同法第２３条の３第１項において準用する場合を含む。）により損害賠償額の支払の請求ができるとき又はその他の賠償責任保険等によって損害が補填されるとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、加害者と犯罪被害者又はその家族若しくは遺族との関係その他の事情から判断して見舞金を支給することが社会通念上適切ではないと認められるとき。

（見舞金の請求）

第８条　第６条の規定により見舞金の支給の決定を受けた支給対象者（以下「支給決定者」という。）は、見舞金を請求しようとするときは、支給の決定を受けた日から起算して１月以内に吉岡町犯罪被害者等見舞金請求書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。ただし、犯罪行為による被害の状態により見舞金の請求が困難であるときその他の当該期間内に見舞金の請求をしないことについてやむを得ない事由があると町長が認めたときは、この限りでない。

（支給の決定の取消し及び返還）

第９条　町長は、支給決定者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたときは、当該決定を取り消すとともに、既に支給した見舞金を返還させることができる。

２　町長は、前項の規定により見舞金の支給の決定を取り消したときは、吉岡町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第５号）により当該取消しに係る支給決定者に通知するものとする。

３　町長は、第１項の規定により見舞金の返還を命じるときは、吉岡町犯罪被害者等見舞金返還通知書（様式第６号）により当該返還に係る支給決定者に通知するものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

（この訓令の失効）

２　この訓令は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第９条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

吉岡町長　様

申請者（支給対象者）
住所
氏名
生年月日
連絡先
被害者との続柄

吉岡町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

吉岡町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の支給を受けたいので、同意確認事項に同意の上、吉岡町犯罪被害者等見舞金支給要綱第５条第１項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

支給申請金額		円
死亡被害者	氏名（フリガナ）	
	生年月日	年　　月　　日
	被害当時の住所	
	死亡年月日	年　　月　　日
犯罪行為による被害状況	犯罪行為のあった日時	年　　月　　日　午前・午後　　時頃
	犯罪行為の発生場所	
	犯罪行為の発生状況	
	取扱警察署及び被害届の受理番号	警察署　　年　　月　　日 第　　号　　罪名（　　）
犯罪被害者と加害者との家族関係		なし　　あり
犯罪被害者等による犯罪行為誘発等		犯罪行為を誘発し、容認する等被害者の責めに帰すべき行為の有無　（　なし　　あり　）
犯罪被害者等一時金の支給		希望する　　希望しない

【同意確認事項】（□にチェック）

□　私は、この申請の審査に関し必要な事項について、町が私及び被害者の住民基本台帳情報の確認を行うこと及び警察署等の関係機関に調査を実施することについて、同意します。

□　犯罪行為の状況について、町が警察署に照会すること及び警察が町へ回答することに同意します。

□　この申請において支給対象者となる同順位の遺族が複数人いるとき、遺族見舞金の支給決定を受けた他にこの見舞金を受け取るべき遺族が判明したときその他の遺族との調整が必要になる場合は、私の責任において解決いたします。

□　吉岡町犯罪被害者等見舞金支給要綱第７条各号に規定する要件に該当しません。

□　虚偽又は不正な行為等により見舞金の支給を受けたことが判明したときは、見舞金の支給の決定が取り消されることがあること及びその場合において支給された見舞金の返還義務が発生することを理解しました。

添付書類

(1)　犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2)　遺族見舞金の支給を受けようとする者と犯罪被害者との続柄を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

(3)　遺族見舞金の支給を受けようとする者が犯罪被害者との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を証明することができる書類

(4)　遺族見舞金の支給を受けようとする者が配偶者以外の者であるときは、見舞金の支給対象者であることを証明する書類

(5)　その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

吉岡町長　様

申請者（支給対象者）
住所
氏名
生年月日
連絡先

吉岡町犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

吉岡町犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）の支給を受けたいので、同意確認事項に同意の上、吉岡町犯罪被害者等見舞金支給要綱第５条第２項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

支給申請金額		円
被害者	フリガナ 氏名	
	生年月日	年　　月　　日
	被害当時の住所	
犯罪行為による被害状況	犯罪行為のあった日時	年　　月　　日　午前・午後　　時頃
	犯罪行為の発生場所	
	犯罪行為の発生状況	
	取扱警察署及び被害届の受理番号	警察署　　年　　月　　日 第　　号　　罪名（　　）
	負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間	
犯罪被害者と加害者との家族関係		なし　　あり
犯罪被害者等による犯罪行為誘発等		犯罪行為を誘発し、容認する等被害者の責めに帰すべき行為の有無　（　なし　　あり　）
犯罪被害者等一時金の支給		希望する　　希望しない

【同意確認事項】（□にチェック）

□　私は、この申請の審査に関し必要な事項について、町が住民基本台帳情報の確認を行うこと及び警察署等の関係機関に調査を実施することについて、同意します。

□　犯罪行為の状況について、町が警察署に照会すること及び警察が町へ回答することに同意します。

□　吉岡町犯罪被害者等見舞金支給要綱第７条各号に規定する要件に該当しません。

□　虚偽又は不正な行為等により見舞金の支給を受けたことが判明したときは、見舞金の支給の決定が取り消されることがあること及びその場合において支給された見舞金の返還義務が発生することを理解しました。

添付書類

(1)　犯罪行為による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書又はその写し

(2)　その他町長が必要と認める書類

様式第３号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉岡町長　　印

吉岡町犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書兼支給金額確定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました吉岡町犯罪被害者等見舞金については、下記のとおり決定したので、吉岡町犯罪被害者等見舞金支給要綱第６条の規定により、通知します。

記

１　支給します。

見舞金の種類　□　遺族見舞金
□　重傷病見舞金
□　犯罪被害者等一時金

支給決定（確定）金額　　円

２　支給できません。
（理由）

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

吉岡町長　様

支給決定者
住所
氏名
連絡先

吉岡町犯罪被害者等見舞金請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で支給決定のありました見舞金について、吉岡町犯罪被害者等見舞金支給要綱第８条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額　　円

<table>
<tr><td>見舞金の種類</td><td colspan="2">☐　遺族見舞金
☐　重傷病見舞金
☐　犯罪被害者等一時金</td></tr>
<tr><td>フリガナ
口座名義人</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">金融機関名</td><td colspan="2">銀行・金庫
組合・農協</td></tr>
<tr><td colspan="2">本店・支店
本所・支所</td></tr>
<tr><td>口座種別</td><td>☐　普通
☐　当座</td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td></td></tr>
</table>

様式第５号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉岡町長　　印

吉岡町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で支給の決定をしました見舞金については、下記の理由によりその決定を取り消すこととしましたので、吉岡町犯罪被害者等見舞金支給要綱第９条第２項の規定により、通知します。

記

１　見舞金支給決定の取消額　　円

２　取消しの理由

様式第６号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

吉岡町長　　印

吉岡町犯罪被害者等見舞金返還通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で支給の決定を取り消しました見舞金については、下記のとおり見舞金の返還を命じますので、吉岡町犯罪被害者等見舞金支給要綱第９条第３項の規定により、通知します。

記

１　返還すべき金額　　円

２　返還期限　　年　　月　　日まで

３　返還方法　添付の納入通知書による。

４　返還理由

様式第１号（第５条関係）
様式第２号（第５条関係）
様式第３号（第６条関係）
様式第４号（第８条関係）
様式第５号（第９条関係）
様式第６号（第９条関係）